

(別紙1)

①原告A分

被 告	認容額	内金
昌医会及びF	3 4 0 2 万 9 9 8 4 円	3 0 9 2 万 9 9 8 4 円
昌医会及びG	1 3 6 1 万 1 9 9 4 円	1 2 3 7 万 1 9 9 4 円
昌医会及びH	1 3 6 1 万 1 9 9 4 円	1 2 3 7 万 1 9 9 4 円
昌医会及びI	6 8 0 万 5 9 9 6 円	6 1 8 万 5 9 9 6 円

②原告B分

被 告	認容額	内金
昌医会及びF	5 5 万円	5 0 万円
昌医会及びG	2 2 万円	2 0 万円
昌医会及びH	2 2 万円	2 0 万円
昌医会及びI	1 1 万円	1 0 万円

③原告C分

被 告	認容額	内金
昌医会及びF	5 5 万円	5 0 万円
昌医会及びG	2 2 万円	2 0 万円
昌医会及びH	2 2 万円	2 0 万円
昌医会及びI	1 1 万円	1 0 万円

④原告D分

被 告	認容額	内金
昌医会及びF	5 5 万円	5 0 万円
昌医会及びG	2 2 万円	2 0 万円
昌医会及びH	2 2 万円	2 0 万円
昌医会及びI	1 1 万円	1 0 万円